

日本老年医学会「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」の細則改正内容

第4条（診療ガイドライン、治療指針等作にかかるとCOI管理）													
新（改定後）	旧（改訂前）												
<p>診療ガイドライン策定にかかると委員長および委員の選考は、専門家のガイドライン作成参画を排除するようなものであってはならないが、利益相反の開示をしてきちんと管理することが重要である。ガイドライン作成にかかわるすべての委員はCPG公表時に、その時点で前年に遡って過去3年間のCOI状態とともに、診療ガイドラインを策定する当該学会のCOI状態も日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス（2017）に示されている表1、表2にて当該診療ガイドライン中に開示しなければならない。また、表3に示す金額を超える各項目の基準額のいずれかを超過している委員については、審議には参加することは可能であるが、余人をもって替えがたい場合を除き議決権を持つべきではない。基準額を大幅に超過するようなCOI状態がある場合には、委員候補は自ら就任を辞退することを検討すべきである。 P4 L11</p> <p>表1 診療ガイドライン策定参加者のCO開示記載例</p> <p>表2 診療ガイドラインを策定する当該分科会のCOI開示例</p> <p>表3 診療ガイドライン策定参加者の議決権に関する基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">診療ガイドライン策定参加者の個人COI</th> </tr> <tr> <th>4. 講演料</th> <th>5. パンフレットなど執筆料</th> <th>6. 受け入れ研究費</th> <th>7. 奨学寄附金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円</td> <td>200万円</td> <td>2,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	診療ガイドライン策定参加者の個人COI				4. 講演料	5. パンフレットなど執筆料	6. 受け入れ研究費	7. 奨学寄附金	200万円	200万円	2,000万円	1,000万円	<p>診療ガイドライン、治療指針等の策定にかかると委員長および委員の選考は、役員就任のCOI自己申告書様式にて提供された会員個人とその家族(1親等)のCOI情報を基に、関係企業との利害関係の軽重を評価し、関係企業に有利となるようなバイアスリスクが出来る限り発生しないように適切に対応する。ガイドライン策定参加資格と参加者のCOI状態の開示については、「日本医学会 診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス（平成29年3月版）に準拠する。</p>
診療ガイドライン策定参加者の個人COI													
4. 講演料	5. パンフレットなど執筆料	6. 受け入れ研究費	7. 奨学寄附金										
200万円	200万円	2,000万円	1,000万円										

2017年11月10日改正